

## 議事のおんまつ

○岡田議員 本会議で議場で説明したとおりです。今議会で窓口での無料化の分が計上されて8月1日からか、ということで窓口無償化が実現いたしますが、その分については令和6年度から減額措置がなされ、反映されてくるというふうな形になりますけれども、これまで箕輪町としては18歳までの無料化を実施していますのでその分の減額措置をずっと受けているというような状況になりますのでそういったものについて廃止をするべきだという趣旨と、18歳までの無料化については国が全額負担すべきだという趣旨になりますのでぜひご審議いただきましてご賛同いただければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 次に本議案の所管課になります。健康推進課より制度の概要について説明を求めます。課長

○柴宮健康推進課長 それでは議案第23号 国民健康保険の交付金減額制度の見直しと、18歳までの医療費無料化を求める意見書の提出について健康推進課の国保医療係小林係長から制度の概要についてご説明いたします。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 それではお配りしました国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置の概要というものをご覧ください。制度の概要ですけれども、国は地方単独の医療費給付事業により一部負担金こちらは医療機関で被保険者が窓口で支払う負担金いわゆる18歳以下ですと500円、無料化にしたいということなんですけどもを現物給付、被保険者に医療行為等で行う保険給付のことをすると患者が医療機関にかかりやすくなりその結果、受診回数が増えるなどの医療費の波及増が生じるとして制度未実施の他の自治体との国庫負担金等の配分上の公平化を図るため一定基準を設けて負担金交付金の減額調整措置を行っています。長野県は市町村と共同して子育て支援、少子化対策として推進するため市町村に課せられる国民健康保険国庫負担金等の減額調整額の一部を県が負担することとしています。下に今回の福祉医療費給付事業の減額調整額の負担に係るイメージ図ということで示してありますが、まずですね、現物給付の対象高校生までとしている市町村の場合ですけども一番最初のポツです。現物給付減額調整額を100、うち小中学生分を80、高校生分を20とします。県は小中学生分の2分の1、先ほど80という数字が出てきましたけど2分の1と40を負担する。市町村は60を県の国庫（聴取不能）に上乗せして納付することと思います。白色の矢印が国保全般にかかるフローになります。黒い矢印が減額調整にかかるフローとなります。下の図でいきますと被保険者は保険税をお支払いして保険給付を受けることになります。国保特会の市町村の方では通常国保全般にかかるフローのフローであります支出金と現物給付減額調整分の60を市町村の一般会計から繰り出すこととなります。左にいきまして国保特会の方では納付金のベースのものと納付金の上乗せ分、黒の矢印ですけどもそちらの60を加えて県の国保特会のへ納めることとなります。県の方では国保全般の

繰出金と現物給付減額調整分の40を県の一般会計から繰出しております。国の方ではその市町村の60と県の40を足しまして国から減額された100を補っているというような状況でございます。ご説明につきましては以上となります。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 まずただいまの説明に対しましてまず所管課に対する質疑を行います。質疑ございますか。青木委員

○9番 青木委員 ここ直近での町の支払い額調整額県の方に納付するのは幾らぐらいになりますか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 係長

○小林国保医療係長 平成30年度から行ってございまして平成30年度が33万1,374円、R1、74万7,803円、R2、64万8,743円、R3、61万2,183円、R4の見込みですけれども46万9,325円の予定となっております。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。中村委員

○14番 中村委員 上の四角の中の一番下のところで国庫負担金等の減額調整額の一部を県が負担するというので長野県では市町村が60で県が40というようにお話でしたが、全国的に見るとどんなような傾向なんでしょうか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 この40は長野県として子育てを応援するために県が設定しているものです。全国的な様子は調べていないので承知しておりません。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。ちょっと確認ですけれども先ほどの答弁の中で直近の支払い額があったんですけども、これにさらに今回500円の無償化が乗るとさらに加算される見込みであるというふうに考えて良かったんですけど。係長

○小林国保医療係長 今令和4年度の先ほどの46万9,325円予定しているという負担額ですけれども、そちらにつきましては平成30年から2年のレセプトに基づいて減額したりすることに基づいて減額調整額を算出しているものですので一番早く令和6年からこの今年8月ですかね、から予定されている。無償化の分が反映してきまして6年のときには3分の1反映します。7年のときは3分の2反映します。令和8年度ときにはこの4年からのものが全て反映されるような減額の調整額という形になります。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。課長

○柴宮健康推進課長 少々補足でございます。この国からの減額調整がなくなる減額調整マイナス100というフローの中のものなくなると市町村の60と県の40というものなくなるということで一般会計から繰り入れているものはなくなるというイメージです。ですが、今平成30年から県単位の広域化に国保がなっております。そうしますと、県内でこの無料化をやっているところと、やっていないところの例えばそれは不公平じゃないかと、無料化しているところが医療費が上がる、波及増が生じる、今までそういう理屈で国は減をしてきたんですけども波及医療費が上がるじゃないか、やってない市町村と給付でも不公平感があり統一の保険料になっても不公平があるという議論がなされていく可能

性があります。そうした場合は例えば国の補助金が全額入ったとしても減額調整がなくなって全く補助金が入ってきたとしても、納付金っていうものでその中にやっぱりやっている市町村に対して波及増分の上乗せ額がされるっていうことが今後議論されていく可能性はあるというふうに県が言っておりますので国単位では減額調整がなくなるかもしれないですけど、県単位の広域化の保険料統一の中では無料化しているところと、していない市町村の公平性を保つためにももしかしたら無償化しているところに納付金の上乗せ額というのが発生する可能性があるというところですが、現時点では県の方でもそれはわからないという回答でございましたのでつけ加えさせていただきます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいですか。所管課への質疑を終了します。ご退席いただいて結構です。ありがとうございました。青木委員

○9番 青木委員 無償化になって国が無償化になったとしても今の話。県の判断では公平性を保つために従来どおりにペナルティーというか納付金を箕輪町へ払ってくださいよっていう場合もあり得るっていうことですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 今国民健康保険は県が保険者として各市町村から納付金を集めて給付をしています。その納付金を各市町村から集めるに当たって無償化しているところとしていないところで無償化すると医療費が上がるとそうすると納付金も上がるけれど、それを全市町村で一定にしていいかどうかっていう議論をする可能性があるということを行っていますということですね。保険料率を一定にするというのが広域化の中なんですけども、無償化しているところとしていないところと、保険料率を一緒にしていいいのか、納付金額を保険料率から算定して一定にしていのかっていう議論をする可能性がある。でも今の現時点ではどっちになるかわからないということです。県内の広域化の中で全くこの無料化としているところと、していないところ、差をつけないか、差をつけるかっていう議論をするかしないかっていうところですね。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 入杉委員

○13番 入杉委員 そうしますと、まだ広域化に対して議論の途中ということでしょうか。

○柴宮健康推進課長 まだその議論までいってなくて保険料統一で決定しているのが令和9年度までの計画しか決まっておらずともそもそもこれ減額調整になるか、国の減額調整分がなくなるかどうかもちっとわからない状態なのでそもそもの議論はされていないけどそういう可能性はあるということです。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。唐澤委員

○7番 唐澤委員 そういう場合確かに市町村間の不公平をならすというかその辺の調整の議論が始まるということはあると思うんですけど、県の要するに保険財政としてはその部分助かるというか、ということですよ。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 国が補助金を（聴取不能）を減額調整してくるといふ部分がなくなれば当然減額されていた今まで減額されていた分がこれから県へ入ってくるようになりますので当然県の方の一般会計からの繰出金もなくなると、市町村からの繰出金もなくなると。これは減額調整がなくなるというのには県にも市町村にとってもお金が入ってくるということになります。他にございますか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 少し広げた話になりますけれども、伊那がこれで始まるということでしたよね、確か。1回早く南箕輪でしたっけ、伊那市も宣言はしてましたね。この500円分がなくなり父兄が子ども達の保護者の駆け込みといひますか、コンビニ受診といひますか、そういうものを懸念しているということが国の方としては減額調整の一つの理由になってはいるということ、それが極端に500円のレセプトを減らしたことによって増えるような自治体の事例っていうのはございますか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 課長

○柴宮健康推進課長 実際の福祉医療を事務担当しているのは福祉系の社会福祉系になっておましてちょっとその医療費にどういふ影響が出ているかっていうのはわからないんですが、他の無償化をしている市町村の金額のところを見ましても無償化をしたからといって特に大きく変動しているような様子が見られないようなちょっと数字をいただいているので、ちょっとその数字を見た限りではそこで大きく変動したというところはないかなということ、あとちょっとコロナ最近あったのでそこで大きく受診が控えられているという部分もあって、ちょっと読み切れないところも医療費に関してはございます。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。それでは所管課への質疑を終わりますので所管課の皆様ありがとうございます。退席いただいて結構です。次に提出者への質疑を行います。質疑ございますか。青木委員

○9番 青木委員 今の説明だと広域が公平性保つのが主眼になってくるね。そうすると、箕輪町が無償化したあるいは伊那も無償化したとか例がある。そうすると無償化しないところはどういふ条件になってくる。一市町村一どっかの村が500円を払うといった場合に例えば他の市町村無料化で500円払わなくていい。一つのどっかの市町村が500円払っている現実がそうしたときにその整合性っていうのはどうなるんですか。どう考えているんですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 岡田議員

○岡田議員 僕が答えるのもちょっとおかしいことになるかもしれませんが、事務事業については県が広域化していると。ただ、各市町村での国保の条件というのは各市町村に委ねられていますので8月から窓口の無料化をするのは今のところ判明しているのは伊那市と南箕輪村と箕輪と。この議会でどっかもしかしたら増えるかもしれませんが自治体によってそれぞれ差が出て今現在でもありますけれども、それがまた差が広がる可能性はあります。ただ、そういった上乘せといふか、より拡充したところに対してそうやって政

府としては上乘せのペナルティーを科してくるというふうになってますのでやらないところはこれまでどおり一般会計から繰出していくということになります。わかりますかね、説明が下手くそですみません。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 釜屋委員

○3番 釜屋委員 詳しくないところで質問もあまり詳しく質問できなくていけないんですけど、国のペナルティーに対してはときどき意見書出したりしてしましてそのときは要するに無償化を小学生例えば低学年、高学年までして中学生までというのの差はあった。それを今国は12歳までだったっけな。もう認めていて、そこにはペナルティーかけないというふうにはちょっとそこが年齢詳しくないんで、かけないということになっていてさらにその町村がサービスをする部分が高校生までとか、それから今回の窓口無料化とかいろいろ子育て支援のために差別をつけてきている。それは町村の努力ということで認めるということなんですが、そこにまでかけてくるだろうというのはもうわかっているわけですかね。要するにレセプトの500円まで無料化することに対してペナルティーがさらにかかってくるってことはもうわかっているんですか。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 岡田議員

○岡田議員 基本的には中学生までとか高校生までとか、拡充するごとにかかってくる上乘せの減額がされてきてますので実績に応じてこの減額措置がされるっていうふう聞いていますので実績がどういう状況なのかによって国からの減額措置が変わってくるということになりますので先ほども令和6年度から今回の窓口無料化分の反映がされてくるというお話が係長からありましたけれども、実績からしか分からないというのが県からの説明でした。私も県にお聞きしましたけれども無償化した場合の上乗せ額についてお尋ねしたところ、実績に基づき算出しているの仮定での算出はできないという旨のお答えを県からいただいておりますので実際どれぐらいの影響があるかというのは判明というか出せないというのが担当の方のお話でした。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 岡田議員

○岡田議員 付け加えて初日に私町長からの提案説明があった際に質問してますけども、今回の上乘せ窓口無料化によって生じるペナルティーというものについてどれくらいを想定してるのかという質問に対して町長の方から概ね100万円ぐらいだという答弁が初日にありましたので、それも一つの参考になるのかなというふうに思います。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは質疑を打ち切ります。次に討論に参りますが、中村委員

○14番 中村委員 先ほど健康推進課の方の説明もあって岡田さんの方からの説明もありましたけどもやはりある程度想定に基づいた試算しかできないということで実績、その実績がどうなるか、想定に基づいた試算しかできないということで今コロナ禍で病院にか

かる人も減ってきたり色々の実情があると思うので今ここで早急に結論を出すということが中々難しいんじゃないかと思うので継続審査の動議をしたいと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 ただいま継続審査の動議が出されましたが、賛同する委員が1名以上いれば動議は成立しますが、この動議に賛同、賛同される。では動議が成立しましたのでこの動議に対する採決を出します。討論もですね。動議だから討論ですね。ただいま議案第23号に対する継続審査の動議が提出されましたので討論を行います。討論ございますか。討論なしと認めます。松本委員

○6番 松本委員 継続ではなくてきちんと採決をしたいと私は思います。全ての子ども達がね、安心して医療が受けられる制度を求めて全国各地で運動が10数年前から始まっているわけです。この箕輪町を初めとする上伊那郡のほとんどの市町村が子どもの医療費が完全無料化になります。しかし、国は医療費が（聴取不能）するために公平な財源配分の観点から増加した医療費分を減額すると公言し、自治体に対して国民健康保険の国庫補助を削減するペナルティーを科しているわけです。ですのでぜひ継続ではなくて。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。唐澤委員

○7番 唐澤委員 やはり今のコロナの影響というのもあるという先ほど所管課の方から医療費の関係ですね、話がありましたけれどもやはりとにかくコロナ禍での受診控えの問題もありますし、やはり安心して医療を受けるという体制ですね。特に子ども達についてもやはりそういういろんなことを考えずにですね、安心して医療を受けさせてあげたいというふうに思いますので早急にこれは上げていただいてもいいんじゃないかというふうに思います。今回の補正予算で出たタイミングもありますし、この議会で提出という形が私は望ましいというふうに思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。釜屋委員

○3番 釜屋委員 私とすればコロナ禍で今国の財政というのは本当に逼迫しております、大変な状況でさまざま検証をする時期に来ているのかなと、コロナ落ちついてそして正常な生活に戻る、そしてそういうときにやはり国としても何らかのそういう措置も考えられますし、少し落ち着くまで様子を見ても遅くはないというふうに思います。ですので継続をすることはいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。入杉委員

○13番 入杉委員 この趣旨は非常によく理解できます。もう少し様子を見てこの今回施策が出されましたのでその状況を鑑みてそしてもっと精査して検討をすることがいいんじゃないかと思いますので継続審査に賛成したいと思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 他にございますか。青木委員

○9番 青木委員 普通に考えるとね、私は子ども18歳無料化でいいと思う。それで国はね、18歳以上で稼いでるとか自分の判断でできる医療ね、だけど親御さんにとってはやっぱり心配だから子どもの病気っていうのは。無料化でそこは俺いいと思う。ペナルティーじゃなくてそのくらい国が負担しろよと俺は思う。以上です。私はそう思います。

○5番 寺平福祉文教常任委員長 以上でよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○5番 寺平福祉文教常任委員長 それでは討論を打ち切りまして採決いたします。議案第23号を継続審査にすることに対する賛成の議員の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○5番 寺平福祉文教常任委員長 継続審査賛成が3名で反対が3名ということで委員長による決定になります。委員長としましては継続審査を求めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは以上で福祉文教常任委員会を終了いたします。お疲れさまでした。